福祉21ビーナスプランの概要

「パートナシップのまちづくり」から「福祉でまちづくり」

茅野市健康福祉部 地域福祉推進課

茅野市の手法「パートナーシップのまちづくり」

茅野市のまちづくりの基本的な考え方は、市民・ 民間主導、行政支援よる公民協働の「パートナー シップのまちづくり」により進めていくこと。

〇第1ステージ「点から線へ」

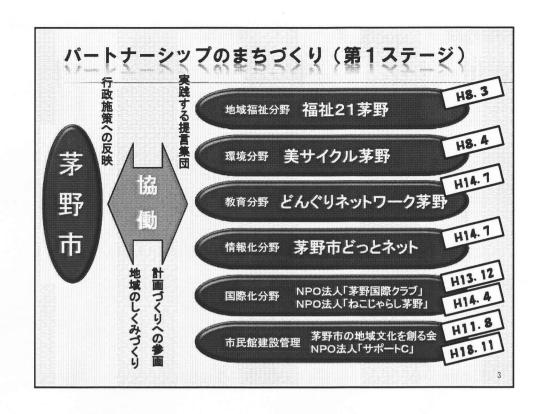
実際に活動している市民やグループ、民間事業者などによる分野別の市民ネットワーク(市民主導型プロジェクト)を立ち上げた。

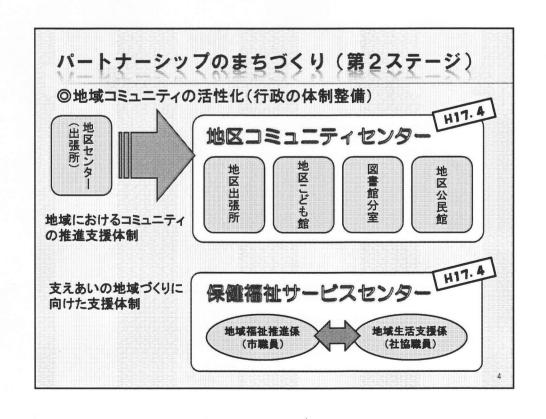
※福祉、環境、教育など直接市民生活に即した施策は、市民の生活実態や生活課題を踏まえ、生活者の視点による課題解決が必要。

○第2ステージ「線から面へ」

「自助・共助のシステムづくり」に向けて、地域コミュニティの活性 化と活動推進のしくみづくりを手がけた。

※4層や5層における地域の生活課題の共有化とその課題を地域で解決するシステムづくり、そのための地域コミュニティ活動の充実





パートナーシップのまちづくり(第2ステージ)

- H17年10月「市長と語る会」を各地区で開催
- ・地域への「3つの提案」とお願い。

3つの担害

- ◆市民、地域、行政が担う「新しい公共」の推進
- 1. 各地区に『コミュニティ運営協議会』を設置

また、その中に福祉・環境・子育てに関する部会を設置して、関係者が 一堂に会して情報交換ができる場をつくっていただきたい。

- ◆身近な小地域で、お互い様のシステム化
- 2. 各区・自治会で『福祉推進委員』を選任
- ◆あて職の地区社協から実践する地区社協へ
- 3. 福祉推進委員を中心とした『地区社協の再構築』

5

福祉21茅野とは

「福祉21茅野(茅野市の21世紀の福祉を創る会)」は、 平成8年3月に"みんな同じ空の下"を合い言葉に"市民の 主体的な参加により福祉のまちづくりを進めよう"と発足し た市民活動組織「実践する提言集団」です。

構成メンバーは、開業医の先生、ボランティアの皆さん、 保健補導員の皆さん、民生委員、民間福祉施設の方々など (最終的に200名余の市民が参加(やらざあ100人衆と 称す))。

「人にやさしくお互いに支えあうまち、住んでてよかった 茅野市」をめざして、4エリアの保健福祉サービスセンター を中心にフォーマル・インフォーマルサービスの連携による 「地域自立生活支援システム」の確立に向けた取り組みを進 めています。

福祉21ビーナスプランの性格・基本理念

〇性格

- ・これから茅野市が地域福祉を推進していくため「基本計画」
- 各分野別計画の基礎となる計画※保健・医療・福祉の連携一体化施策
- ・計画期間

第1次:2000年度~2009年度、第2次:2010年度~2017年度

〇4つの基本理念

- (1)一人ひとりが主役となり、「共に生きる」ことのできるまち
- (2) 生涯にわたって健やかに、安心して暮らせるまち
- (3) ふれあい、学びあい、支えあいのあふれるまち
- (4) すべての人にとって豊かで快適に生活することができるまち

第1次プラン と 2次プラン

- (1) 生活圏の階層化、保健福祉サービスの重層化
- (2) 市内に4つの「保健福祉サービス地域(エリア)」を設定
- (3) 各エリアに保健福祉サービスセンターを設置
- (4) 地域自立生活の理念を具現化するシステムを構築
- (5) ケアマネジメントシステムを構築
- (6) 福祉でまちづくりを推進するための諸活動を推進

第2次プランは、「福祉でまちづくり」を進めていくために、地区(4層)、 区・自治会(5層)など身近な生活圏での自助・共助・公助のしくみづくり

- (7) 社協の「地域福祉活動計画」を一体化
- (8) 「地域福祉行動計画」の推進支援
- (9) 「地域とのネットワーク会議」の推進
- (10) 「保健福祉サービスセンター運営協議会」の設置

福祉21ビーナスプランの基本設計

- 口住民の生活圏にあった保健福祉サービスの構造化を 図ったこと
 - ○4保健福祉サービス地域(エリア)「身近なところに相談場所がほしい」第3層の創出 保健福祉のサービス拠点1層から4,5・・層へ【生活圏の階層化と保健福祉サービスの重層化】

※住民にとって「身近で」「何でも」相談できる 「ワンストップサービス」の仕組みにしたこと

 ②生活圏の階層化とサービスの重層化

 1層: 諏訪広域圏

 2層: 茅野市全域

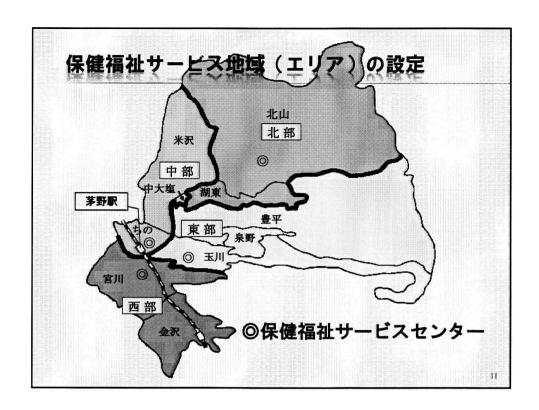
 3層: 保健福祉サービス地域(4)

 4層: 地区(10)

 5層: 区・自治会(98)

 ※これからは、6層(常会)や7層(隣組)での取り組みも

 7層(隣組)での取り組みも



保健福祉サービスセンターって。。

保健福祉サービス地域(エリア)ごとの、身近な保健・医療・福祉サービスの拠点。

子ども・家庭、障害児・者、高齢者の地域自立生活支援や、地域における健康づくり・生きがいづくりに関係する相談を受けたり、保健福祉サービスを提供したり、ボランティア活動など住民活動の拠点ともなる「保健福祉サービスセンター」を開設。

- · H 1 8 から地域包括支援センターの位置づけに。
- ・H23年4月からは、機能整理をして茅野市地域包括支援センターを本庁に置き、各保健福祉サービスセンターは「サブセンター」とした。

保健福祉サービスセンターの機能と役割

1. 保健福祉サービスセンターの主な機能

- ① 24時間体制での総合的な相談窓口
- ② 公的な在宅福祉サービスの提供
- ③ 健診、保健活動(健康学習、健康相談を含む)の実施
- ④ ケアマネジメントの実施
- ⑤ インフォーマルサービスへの支援とコーディネート
- ⑥ 保健福祉サービスエリア内の福祉教育、生涯学習などの計画的推進
- (7) 保健福祉サービスエリア内の保健福祉情報の収集、発信
- 8 保健福祉サービスエリア内の保健福祉ネットワークの構築

2. 地域住民から期待される保健福祉サービスセンターの役割

- ① 相談や申請、苦情申し立ての身近な窓口
- ② 地域に密着して活動する職員との信頼関係の場
- ③ 有効なケアマネジメントが行われる場
- ④ 在宅の訪問サービスと通所サービスの拠点
- ⑤ 市民活動を支援、コーディネートする場
- ⑥ 住民どうしの交流、情報交換、支えあいの拠点

13

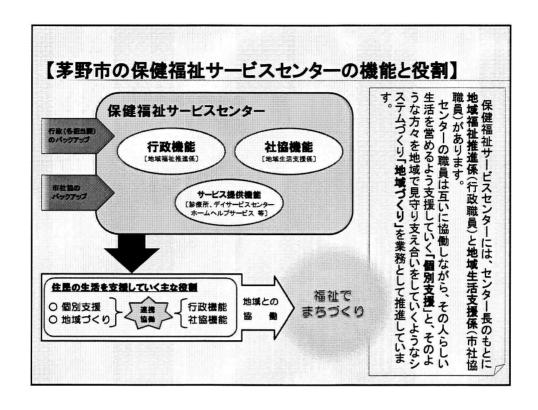
保健福祉サービスセンターのスタッフ

(1) マネジメントスタッフ

行政から、保健師、ソーシャルワーカー、介護支援専門員、 さらに社協の地域生活支援係が配置され、それぞれの専門性 を生かしながらチームとして1人ひとりのトータルケアに取り組む。

(2) 直接サービス部門のスタッフ

各サービスセンターにおいて実施するホームヘルプサービスやデイサービスは、社協、JA、民間事業者からスタッフが派遣され、センターの職員との連携のもとに、各種サービスを提供。



〇地域福祉推進係(行政職員)

次のような業務を担当するソーシャルワーカーや保健師などの職員が配置されています。

- ・健康づくり、地域保健に関する相談・支援
- ケアマネジャーとしての相談・支援
- ・高齢者の保健福祉に関する相談・支援(地域包括支援センター)
- ・障害児・者の保健福祉に関する相談・支援
- 母子保健、こども・家庭に関する相談・支援
- ・精神保健、難病に関する相談・支援
- 主に保健福祉分野の生涯学習に関する相談・支援
- その他住民の生活に関する相談・支援
- 総合相談支援及び権利擁護、成年後見

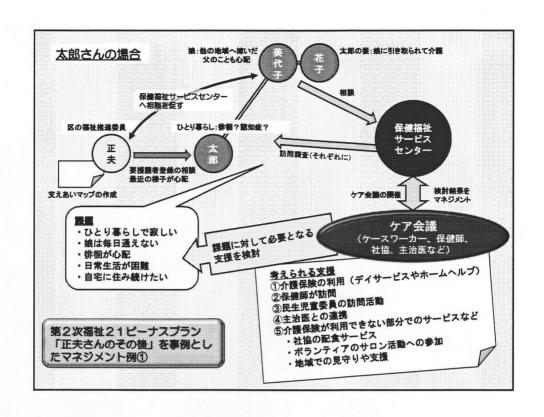
〇地域生活支援係(市社協職員)

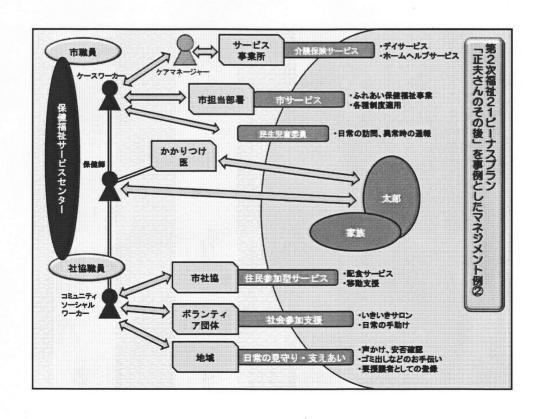
次のような業務を担当する、茅野市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが配置されています。

- ・生活全般に関する相談・支援
 - ニーズの早期発見のための訪問活動
 - サービスを利用するための支援
 - 制度によるサービスと制度外のサービスをつなげる支援
 - 制度によるサービスと住民活動をつなぐための支援
 - 保健・医療・福祉関係者や地域住民のネットワークづくり
 - セルフヘルプグループづくりの支援
 - 日常生活自立支援事業・成年後見制度につなげる支援
 - いきいきサロンや運動教室、ウォーキングなど社会参加の支援
- ・地域の福祉課題の把握と課題解決のための活動の開発・支援
- ・地区社協・福祉推進委員活動の相談・支援
- ・地区のボランティア活動の相談・支援
- 各地区の地域福祉行動計画推進のための支援
- 福祉や生活関連情報の発信

生活器の階層化と保備福祉サービスの重層化(例) ⑥ 隣の家に、日常の声かけや安否確認をお願いしたい。 ⑤ 災害時の要援護者として登録。区や公民館による支援活動や、行事への参加を促したい。 ④ 地区社協の配食サービスやサロン活動をつなげたい。 ③ 保健福祉の総合相談窓口として、訪問、ケア会議を開催する必要がある。 ② 移送サービス利用や、社会参加を促したい。または医療につなげたい。 ① 介護保険サービス内で支援ができる 保健福祉サービスセンター 6 - 7層 近隣住民、職舗、個人の見守り・支えあい 民生児童委員、福祉推進委員、区の推進体制 5 層 地区社協、地区コミュニティ、地区ポランティア 保健福祉サービスセンターの総合相談 3 層 市、社協、ボランティアの福祉サービス 2 層 国・広域圏などの保健福祉サービス 本人に必要な支援

平成25年3月5日 笛吹市社会福祉協議会 資料





地域福祉行動計画って

4層(地区)を主体に、それぞれ策定体制を整えて検討。 H22.8月には全地区で策定終了。

- ○理念 どんな地域福祉をすすめていくか(願い)
- ○現状と課題現在、地域でどんな活動が行われているか地域のなかの生活課題は何か
- ○課題解決にむけた方策
 誰が、何を、どうやっていくか。そのための体制など
- ◎進行管理 計画期間、見直し・点検の方法

地域福祉行動計画の実践

- ◆区・自治会で、身近な「福祉」について話しあう 機会をつくってみませんか? →実践の第1歩!
- 〇声をかけるなら?

例えば・・・ 諸役の方々、民生児童委員、福祉推進委員やボラン ティアなど活動団体の皆さん・・・などなど。

〇どんなことを話せば?

例えば・・・

- ★この地域ではどんなことで困っている人がいるんだろう・・・?
- ☆「地域福祉行動計画」の課題って、自分が住んでいる地域ではどう・・・・? などなど。

地域福祉行動計画の応援体制

◆実践を、「地域福祉行動計画推進支援チーム」が 応援します。

Oどんなチーム?

保健福祉サービスセンターを中心に、地区コミュニティセンター、社会福祉協議会、地域福祉推進課がチームを組みます。 【地区単位でチームをつくります】

Oどんなことをしてくれるの?

★計画を実践するための会議の進め方や、きっかけづくりを共に考えます。また必要があれば、会議へ直接出向くこともします!
★高齢者や障害者に関する制度など、必要な情報を提供します!

地区社会福祉協議会と福祉推進委員

〇地区社会福祉協議会の役割

地区社協は、地区で地域福祉活動を推進している団体で構成される住民組織。

- ・一人ひとりのニーズに応え、みんなの生活課題・福祉課題を解決していくこと
- ・活動を通じて、一人ひとりが豊かになっていくこと
- ・具体的な地域福祉の実践の場である区・自治会での様々な活動を支援すること

<u>茅野市社会福祉協議会は、地区社協が実践していく「地域に根差した活動」を積極的に支援。</u>

〇福祉推進委員の役割

区や自治会における福祉活動が活性化し、多くの市民が参画できるような仕組みをつくりたいと考えました。

- ・福祉推進委員は、区の諸役の位置付け。
- ・区・自治会における地域福祉の窓口
- ・地域福祉の推進を担う、ボランティアや民生児童委員、地域の活動団体などのつなぎ役
- 身近な地域での福祉活動の推進役

